

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において、「犯罪による収益」、「特定事業者」、「顧客等」、「代表者等」、「取引時確認」、「疑わしい取引の届出」又は「特定受任行為の代理等」とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「法」という。）第二条各項、第四条第六項、第八条第三項又は別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項に規定する犯罪による収益、特定事業者、顧客等、代表者等、取引時確認、疑わしい取引の届出又は特定受任行為の代理等をいう。</p> <p>(法第二条第二項第三十八号に規定する政令で定める賃貸)</p> <p>第三条 法第二条第二項第三十八号に規定する政令で定める賃貸は、次の要件を満たす賃貸とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(貴金属等)</p> <p>第四条 法第二条第二項第四十一号に規定する政令で定める貴金属は、金、白金、銀及びこれらの合金とする。</p> <p>2 法第二条第二項第四十一号に規定する政令で定める宝石は、ダイヤモンドその他の貴石、半貴石及び真珠とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において、「犯罪による収益」、「特定事業者」、「顧客等」、「代表者等」、「取引時確認」、「疑わしい取引の届出」又は「特定受任行為の代理等」とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「法」という。）第二条各項、第四条第六項、第八条第三項又は別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項に規定する犯罪による収益、特定事業者、顧客等、代表者等、取引時確認、疑わしい取引の届出又は特定受任行為の代理等をいう。</p> <p>(法第二条第二項第三十七号に規定する政令で定める賃貸)</p> <p>第三条 法第二条第二項第三十七号に規定する政令で定める賃貸は、次の要件を満たす賃貸とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(貴金属等)</p> <p>第四条 法第二条第二項第四十号に規定する政令で定める貴金属は、金、白金、銀及びこれらの合金とする。</p> <p>2 法第二条第二項第四十号に規定する政令で定める宝石は、ダイヤモンドその他の貴石、半貴石及び真珠とする。</p>

(金融機関等の特定業務)

第六条 法別表第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる者の項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。

- 一 法第二条第二項第一号から第七号まで及び第十四号から第二十号までに掲げる特定事業者、同項第二十一号に掲げる特定事業者(第七号に掲げる者を除く。)並びに同項第二十二号、第二十四号、第二十七号、第三十三号及び第三十五号に掲げる特定事業者  
当該特定事業者が行う業務

二〇十三 (略)

- 十四 法第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者 資金決済に関する法律第七条に規定する仮想通貨交換業(次条第一項第一号レ及び第三項第二号において単に「仮想通貨交換業」という。)に係る業務

- 十五 法第二条第二項第三十二号に掲げる特定事業者 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第二十二項に規定する商品先物取引業に係る業務

- 十六 法第二条第二項第三十四号に掲げる特定事業者 社債、株式等の振替に関する法律第四十五条第一項に規定する振替業

- 十七 法第二条第二項第三十六号に掲げる特定事業者 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第一百一号)第十三条第一項各号に掲げる業務又は同法附則第二条第一項各

(金融機関等の特定業務)

第六条 法別表第二条第二項第一号から第三十六号までに掲げる者の項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。

- 一 法第二条第二項第一号から第七号まで及び第十四号から第二十号までに掲げる特定事業者、同項第二十一号に掲げる特定事業者(第七号に掲げる者を除く。)並びに同項第二十二号、第二十四号、第二十七号、第三十二号及び第三十四号に掲げる特定事業者  
当該特定事業者が行う業務

二〇十三 (略)

(新設)

- 十四 法第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第二十二項に規定する商品先物取引業に係る業務

- 十五 法第二条第二項第三十三号に掲げる特定事業者 社債、株式等の振替に関する法律第四十五条第一項に規定する振替業

- 十六 法第二条第二項第三十五号に掲げる特定事業者 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第一百一号)第十三条第一項各号に掲げる業務又は同法附則第二条第一項各

号に掲げる業務

十八 法第二条第二項第三十七号に掲げる特定事業者 同号に規定する両替業務

(金融機関等の特定取引)

第七条 次の各号に掲げる法の規定に規定する政令で定める取引は、当該各号に定める取引（法第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものを除く。以下この項において「対象取引」という。）及び対象取引以外の取引で、疑わしい取引（取引において收受する財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が取引に関し組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第十条の罪若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる取引をいう。第九条第一項及び第十三条第二項において同じ。）その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。

一 法別表第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる者の項次のいずれかに該当する取引

イゝカ (略)

号に掲げる業務

十七 法第二条第二項第三十六号に掲げる特定事業者 同号に規定する両替業務

(金融機関等の特定取引)

第七条 次の各号に掲げる法の規定に規定する政令で定める取引は、当該各号に定める取引（法第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものを除く。以下この項において「対象取引」という。）及び対象取引以外の取引で、疑わしい取引（取引において收受する財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が取引に関し組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第十条の罪若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる取引をいう。第九条第一項及び第十三条第二項において同じ。）その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。

一 法別表第二条第二項第一号から第三十六号までに掲げる者の項次のいずれかに該当する取引

イゝカ (略)

ヨ 仮想通貨の交換等（資金決済に関する法律第二条第七項に規定する仮想通貨の交換等をいう。以下この号及び第三項第一号において同じ。）を継続的に若しくは反復して行うこと又は同条第七項第三号に掲げる行為を行うことを内容とする契約の締結

タ 仮想通貨の交換等であつて、当該仮想通貨の交換等に係る仮想通貨（資金決済に関する法律第二条第五項に規定する仮想通貨をいう。レ及び第三項第二号において同じ。）の価額が二百万円を超えるもの

レ 仮想通貨交換業に關し管理する顧客等の仮想通貨を当該顧客等の依頼に基づいて移転させる行為（仮想通貨の交換等に伴うものを除く。第三項第二号において同じ。）であつて、当該移転に係る仮想通貨の価額が十万円を超えるもの

ソ (略)

ツ 現金、持参人払式小切手（小切手法（昭和八年法律第五十七号）第五条第一項第三号に掲げる持参人払式として振り出された小切手又は同条第二項若しくは第三項の規定により持参人払式小切手とみなされる小切手をいい、同法第三十七条第一項に規定する線引がないものに限る。））、自己宛小切手（同法第六条第三項の規定により自己宛に振り出された小切手をいい、同法第三十七条第一項に規定する線引がないものに限る。以下ツにおいて同じ。）又は無記名の公社債（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第九号に掲げる公社債をいう。

(新設)

(新設)

(新設)

ヨ (略)

タ 現金、持参人払式小切手（小切手法（昭和八年法律第五十七号）第五条第一項第三号に掲げる持参人払式として振り出された小切手又は同条第二項若しくは第三項の規定により持参人払式小切手とみなされる小切手をいい、同法第三十七条第一項に規定する線引がないものに限る。））、自己宛小切手（同法第六条第三項の規定により自己宛に振り出された小切手をいい、同法第三十七条第一項に規定する線引がないものに限る。以下タにおいて同じ。）又は無記名の公社債（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第九号に掲げる公社債をいう。

（）の本券若しくは利札の受払いをする取引（仮想通貨の交換等）  
本邦通貨と外国通貨の両替並びに旅行小切手の販売及び買取  
りを除く。第三項第三号において「現金等受払取引」という。  
）であつて、当該取引の金額が二百万円（現金の受払いをする  
取引で為替取引又は自己宛小切手の振出しを伴うものにあつて  
は、十万円）を超えるもの

ネ| 他の特定事業者（法第二条第二項第一号から第十五号まで及  
び第三十号に掲げる特定事業者に限る。）が行う為替取引（当  
該他の特定事業者がナ|に規定する契約に基づき行うものを除く  
。）のために行う現金の支払を伴わない預金又は貯金の払戻し  
（以下ネ及び第三項第四号において「預金等払戻し」という。  
）であつて、当該預金等払戻しの金額が十万円を超えるもの

ナ|ノ| （略）

オ| 外国銀行（銀行法第十条第二項第八号に規定する外国銀行を  
いう。）の業務の代理又は媒介として行うイ、ロ、カ若しくは  
ナ|に掲げる取引（ナ|に掲げる取引にあつては、為替取引に係る  
ものに限る。）又はイ、ロ、カ若しくはナ|に規定する契約（ナ|  
に規定する契約にあつては、為替取引に係るものに限る。）に  
基づく取引

二 法別表第二条第二項第三十八号に掲げる者の項 同項に規定す  
る賃貸借契約の締結

三 法別表第二条第二項第三十九号に掲げる者の項 同項に規定す  
る契約の締結

（）の本券若しくは利札の受払いをする取引（本邦通貨と外国通  
貨の両替並びに旅行小切手の販売及び買取りを除く。第三項第  
一號において「現金等受払取引」という。）であつて、当該取  
引の金額が二百万円（現金の受払いをする取引で為替取引又は  
自己宛小切手の振出しを伴うものにあつては、十万円）を超え  
るもの

レ| 他の特定事業者（法第二条第二項第一号から第十五号まで及  
び第三十号に掲げる特定事業者に限る。）が行う為替取引（当  
該他の特定事業者がソ|に規定する契約に基づき行うものを除く  
。）のために行う現金の支払を伴わない預金又は貯金の払戻し  
（以下レ及び第三項第二号において「預金等払戻し」という。  
）であつて、当該預金等払戻しの金額が十万円を超えるもの

ソ|ム| （略）

ウ| 外国銀行（銀行法第十条第二項第八号に規定する外国銀行を  
いう。）の業務の代理又は媒介として行うイ、ロ、カ若しくは  
ソ|に掲げる取引（ソ|に掲げる取引にあつては、為替取引に係る  
ものに限る。）又はイ、ロ、カ若しくはソ|に規定する契約（ソ|  
に規定する契約にあつては、為替取引に係るものに限る。）に  
基づく取引

二 法別表第二条第二項第三十七号に掲げる者の項 同項に規定す  
る賃貸借契約の締結

三 法別表第二条第二項第三十八号に掲げる者の項 同項に規定す  
る契約の締結

<p>四 法別表第二条第二項第四十号に掲げる者の項 同項に規定する        売買契約の締結又はその代理若しくは媒介</p> <p>五 法別表第二条第二項第四十一号に掲げる者の項 その代金の額        が二百万円を超える貴金属等（法第二条第二項第四十一号に規定        する貴金属等をいう。以下同じ。）の売買契約の締結</p> <p>六 法別表第二条第二項第四十二号に掲げる者の項 同項に規定す        る契約の締結</p> <p>2        (略)</p> <p>3 特定事業者が同一の顧客等との間で二以上の各号に掲げる取        引を同時に又は連続して行う場合において、当該二以上の取引が一        回当たりの取引の金額を減少させるために一の当該各号に掲げる取        引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであ        るものであるときは、当該二以上の取引を一の取引とみなして、第        一項の規定を適用する。</p> <p>一 仮想通貨の交換等</p> <p>二 仮想通貨交換業に関し管理する顧客等の仮想通貨を当該顧客等        の依頼に基づいて移転させる行為</p> <p>三 六 (略)</p> <p>(司法書士等の特定業務)</p> <p>第八条 法別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項の中欄各号列        記以外の部分に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとす        る。</p>
--

<p>四 法別表第二条第二項第三十九号に掲げる者の項 同項に規定す        る売買契約の締結又はその代理若しくは媒介</p> <p>五 法別表第二条第二項第四十号に掲げる者の項 その代金の額が        二百万円を超える貴金属等（法第二条第二項第四十号に規定する        貴金属等をいう。以下同じ。）の売買契約の締結</p> <p>六 法別表第二条第二項第四十一号に掲げる者の項 同項に規定す        る契約の締結</p> <p>2        (略)</p> <p>3 特定事業者が同一の顧客等との間で二以上の各号に掲げる取        引を同時に又は連続して行う場合において、当該二以上の取引が一        回当たりの取引の金額を減少させるために一の当該各号に掲げる取        引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであ        るものであるときは、当該二以上の取引を一の取引とみなして、第        一項の規定を適用する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>一 四 (略)</p> <p>(司法書士等の特定業務)</p> <p>第八条 法別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項の中欄各号列        記以外の部分に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとす        る。</p>
--

一〇四 (略)

2 法別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又は手続は、次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定める事項に関する行為又は手続とする。

一・二 (略)

3 法別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する会社以外の法人、組合又は信託であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇九 (略)

4 法別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する政令で定める行為又は手続は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項に関する行為又は手続とする。

一〇六 (略)

(司法書士等の特定取引)

第九条 法別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項から第二条第二項第四十七号に掲げる者の項までに規定する政令で定める取引は、特定受任行為の代理等(同表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等(次項において「第三号特定受任行為の代理等」という。))にあつては、当該財産の価額が二百万円以下のものを除く。)を行うことを内容とする契約の締結(法第三条第三項に規定する犯罪

一〇四 (略)

2 法別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又は手続は、次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定める事項に関する行為又は手続とする。

一・二 (略)

3 法別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する会社以外の法人、組合又は信託であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇九 (略)

4 法別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する政令で定める行為又は手続は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項に関する行為又は手続とする。

一〇六 (略)

(司法書士等の特定取引)

第九条 法別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項から第二条第二項第四十六号に掲げる者の項までに規定する政令で定める取引は、特定受任行為の代理等(同表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等(次項において「第三号特定受任行為の代理等」という。))にあつては、当該財産の価額が二百万円以下のものを除く。)を行うことを内容とする契約の締結(法第三条第三項に規定する犯罪

収益移転危険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものを除く。)及び当該契約の締結以外の取引で、疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。

2 (略)

(少額の取引等)

第十五条 法第七条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 前号に掲げるもののほか、次のイ又はロに掲げる特定事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める取引

イ 法第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる特定事業者 二百万円以下の本邦通貨間の両替又は二百万円以下の本邦通貨と外国通貨の両替若しくは二百万円以下の旅行小切手の販売若しくは買取り

ロ 法第二条第二項第四十一号に掲げる特定事業者 その代金の額が二百万円以下の貴金属等の売買

四 前三号に掲げるもののほか、財産移転を把握するために法第七条第一項に規定する記録を作成する必要がある取引として主務省令で定めるもの

2 法第七条第二項に規定する政令で定める特定受任行為の代理等は

収益移転危険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものを除く。)及び当該契約の締結以外の取引で、疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。

2 (略)

(少額の取引等)

第十五条 法第七条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 前号に掲げるもののほか、次のイ又はロに掲げる特定事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める取引

イ 法第二条第二項第一号から第三十六号までに掲げる特定事業者 二百万円以下の本邦通貨間の両替又は二百万円以下の本邦通貨と外国通貨の両替若しくは二百万円以下の旅行小切手の販売若しくは買取り

ロ 法第二条第二項第四十号に掲げる特定事業者 その代金の額が二百万円以下の貴金属等の売買

四 前三号に掲げるもののほか、財産移転を把握するために法第七条第一項に規定する記録を作成する必要がある取引として主務省令で定めるもの

2 法第七条第二項に規定する政令で定める特定受任行為の代理等は



、次に掲げるものとする。

一 法別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等のうち、当該財産の価額が二百万円以下のもの

二 (略)

(証券取引等監視委員会への検査等の権限の委任等)

第二十条 法第二十二條第五項の規定により金融庁長官に委任された権限(同条第六項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。)のうち、法第二条第二項第二十二号、第三十三号及び第三十四号に掲げる特定事業者に対する法第十五条及び第十六条第一項に定めるものは、証券取引等監視委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

2 (略)

(銀行等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第二十一条 法第二十二條第五項の規定により金融庁長官に委任された権限(以下「金融庁長官権限」という。)のうち法第十五条、第十六条第一項、第十七条及び第十八条に定めるもの(登録金融機関業務(法第二十二條第三項に規定する登録金融機関業務をいう。次項において同じ。))に係る事項に関するものを除く。以下「金融庁長官検査・是正命令等権限」という。)で、法第二条第二項第一号

、次に掲げるものとする。

一 法別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等のうち、当該財産の価額が二百万円以下のもの

二 (略)

(証券取引等監視委員会への検査等の権限の委任等)

第二十条 法第二十二條第五項の規定により金融庁長官に委任された権限(同条第六項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。)のうち、法第二条第二項第二十二号、第三十二号及び第三十三号に掲げる特定事業者に対する法第十五条及び第十六条第一項に定めるものは、証券取引等監視委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

2 (略)

(銀行等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第二十一条 法第二十二條第五項の規定により金融庁長官に委任された権限(以下「金融庁長官権限」という。)のうち法第十五条、第十六条第一項、第十七条及び第十八条に定めるもの(登録金融機関業務(法第二十二條第三項に規定する登録金融機関業務をいう。次項において同じ。))に係る事項に関するものを除く。以下「金融庁長官検査・是正命令等権限」という。)で、法第二条第二項第一号

、第二号、第六号、第二十四号、第二十五号、第三十号及び第三十一号に掲げる特定事業者（以下この条において「銀行等」という。）に対するものは、その本店（銀行法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店及び信託業法（平成十六年法律第五十四号）第五十三条第一項に規定する主たる支店を含む。）又は主たる事務所若しくは営業所（以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2・3 (略)

（商品先物取引業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第三十一条 法第二条第二項第三十二号に掲げる特定事業者（以下この条において「商品先物取引業者」という。）に対する法第十五条、第十六条第一項、第十七条及び第十八条に定める農林水産大臣及び経済産業大臣の権限（同項に定める農林水産大臣の権限を除く。）は、その本店又は主たる事務所（外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する者にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長に委任する。ただし、農林水産大臣及び経済産業大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2・3 (略)

、第二号、第六号、第二十四号、第二十五号及び第三十号に掲げる特定事業者（以下この条において「銀行等」という。）に対するものは、その本店（銀行法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店及び信託業法（平成十六年法律第五十四号）第五十三条第一項に規定する主たる支店を含む。）又は主たる事務所若しくは営業所（以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2・3 (略)

（商品先物取引業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第三十一条 法第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者（以下この条において「商品先物取引業者」という。）に対する法第十五条、第十六条第一項、第十七条及び第十八条に定める農林水産大臣及び経済産業大臣の権限（同項に定める農林水産大臣の権限を除く。）は、その本店又は主たる事務所（外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する者にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長に委任する。ただし、農林水産大臣及び経済産業大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2・3 (略)

(電子債権記録機関に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第三十二条 法第二十二項第三十五号に掲げる特定事業者に対する金融庁長官権限のうち法第十五条及び第十六条第一項に定めるものは、その本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 第二十一条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官権限のうち法第十五条及び第十六条第一項に定めるもので法第二十二項第三十五号に掲げる特定事業者の本店以外の営業所に対するものについて準用する。

(両替業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第三十三条 法第二十二項第三十七号に掲げる特定事業者(以下この条において「両替業者」という。)に対する法第十六条第一項に定める財務大臣の権限は、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2～6 (略)

(宅地建物取引業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

(電子債権記録機関に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第三十二条 法第二十二項第三十四号に掲げる特定事業者に対する金融庁長官権限のうち法第十五条及び第十六条第一項に定めるものは、その本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 第二十一条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官権限のうち法第十五条及び第十六条第一項に定めるもので法第二十二項第三十四号に掲げる特定事業者の本店以外の営業所に対するものについて準用する。

(両替業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第三十三条 法第二十二項第三十六号に掲げる特定事業者(以下この条において「両替業者」という。)に対する法第十六条第一項に定める財務大臣の権限は、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2～6 (略)

(宅地建物取引業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第三十四条 法第二条第二項第四十号に掲げる特定事業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）に対する法第十五条、第十六条第一項、第十七条及び第十八条に定める国土交通大臣の権限は、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2・3 (略)

(司法書士等に係る取引等に関する行政庁の権限委任等)

第三十五条 法第二条第二項第四十四号に掲げる特定事業者に対する法第十五条、第十六条第一項及び第十七条に定める法務大臣の権限は、その事務所（司法書士法人にあつては、主たる事務所）の所在地を管轄する法務局及び地方法務局長に委任する。ただし、法務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2 前項に規定する法務大臣の権限で、法第二条第二項第四十四号に掲げる特定事業者（司法書士法人に限る。次項において同じ。）の主たる事務所以外の事務所（以下この条において「従たる事務所」という。）に対するものについては、前項に規定する法務局及び地方法務局長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する法務局及び地方法務局長の長も行使することができる。

3 前項の規定により法第二条第二項第四十四号に掲げる特定事業者の従たる事務所に対して報告若しくは資料の提出の求め若しくは質問若しくは立入検査又は指導、助言若しくは勧告（以下この条及び

第三十四条 法第二条第二項第三十九号に掲げる特定事業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）に対する法第十五条、第十六条第一項、第十七条及び第十八条に定める国土交通大臣の権限は、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2・3 (略)

(司法書士等に係る取引等に関する行政庁の権限委任等)

第三十五条 法第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者に対する法第十五条、第十六条第一項及び第十七条に定める法務大臣の権限は、その事務所（司法書士法人にあつては、主たる事務所）の所在地を管轄する法務局及び地方法務局長に委任する。ただし、法務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2 前項に規定する法務大臣の権限で、法第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者（司法書士法人に限る。次項において同じ。）の主たる事務所以外の事務所（以下この条において「従たる事務所」という。）に対するものについては、前項に規定する法務局及び地方法務局長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する法務局及び地方法務局長の長も行使することができる。

3 前項の規定により法第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者の従たる事務所に対して報告若しくは資料の提出の求め若しくは質問若しくは立入検査又は指導、助言若しくは勧告（以下この条及び

次条において「検査・指導等」という。）を行った法務局又は地方  
法務局長は、当該特定事業者の主たる事務所又は当該従たる事務  
所以外の従たる事務所に対して検査・指導等の必要を認めるときは  
、当該主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対  
し、検査・指導等を行うことができる。

（税理士等に係る取引等に関する行政庁の権限委任等）

第三十六条 法第二条第二項第四十七号に掲げる特定事業者に対する  
法第十五条、第十六条第一項及び第十七条に定める財務大臣の権限  
は、国税庁長官に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行  
使することを妨げない。

2 (略)

3 第一項に規定する財務大臣の権限で、法第二条第二項第四十七号  
に掲げる特定事業者（税理士法人に限る。次項において同じ。）の  
主たる事務所以外の事務所（以下この条において「従たる事務所」  
という。）に対するものについては、前項に規定する国税局長及び  
税務署長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する国税局長及  
び税務署長も行使することができる。

4 前項の規定により法第二条第二項第四十七号に掲げる特定事業者  
の従たる事務所に対して検査・指導等を行った国税局長又は税務署  
長は、当該特定事業者の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の  
従たる事務所に対して検査・指導等の必要を認めるときは、当該主  
たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対し、検査

次条において「検査・指導等」という。）を行った法務局又は地方  
法務局長は、当該特定事業者の主たる事務所又は当該従たる事務  
所以外の従たる事務所に対して検査・指導等の必要を認めるときは  
、当該主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対  
し、検査・指導等を行うことができる。

（税理士等に係る取引等に関する行政庁の権限委任等）

第三十六条 法第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者に対する  
法第十五条、第十六条第一項及び第十七条に定める財務大臣の権限  
は、国税庁長官に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行  
使することを妨げない。

2 (略)

3 第一項に規定する財務大臣の権限で、法第二条第二項第四十六号  
に掲げる特定事業者（税理士法人に限る。次項において同じ。）の  
主たる事務所以外の事務所（以下この条において「従たる事務所」  
という。）に対するものについては、前項に規定する国税局長及び  
税務署長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する国税局長及  
び税務署長も行使することができる。

4 前項の規定により法第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者  
の従たる事務所に対して検査・指導等を行った国税局長又は税務署  
長は、当該特定事業者の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の  
従たる事務所に対して検査・指導等の必要を認めるときは、当該主  
たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対し、検査

・指導等を行うことができる。

・指導等を行うことができる。